

所定疾患施設療養費について

厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

【算定条件】

1. 対象となる疾患は次の通りです。※(Ⅰ)(Ⅱ)共通
肺炎・尿路感染症・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全の憎悪
2. 上記疾患で治療が必要となった場合、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に算定。
(Ⅰ) 1回に連続する7日を限度とし月に1回限り。
(Ⅱ) 1回に連続する10日を限度とし月に1回限り。※(Ⅱ)を算定する場合は、検査等をする医師が介護老人保健施設の医師が感染対策に関する内容を含む研修を受講していること。
3. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
4. 算定するにあたっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療記録に記載する。
5. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
6. 算定開始後は、治療の実施状況について公表する。公表にあたっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の状況を報告する。

主な治療内容

肺炎	血液検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴、水分補給(経口・点滴)、喀痰吸引など診断結果をもとに適宜必要な治療
尿路感染症	血液検査、尿検査、血中酸素濃度の測定、抗生剤の内服、抗生剤の点滴注射、水分補給(経口・点滴)など診察結果をもとに適宜必要な治療
带状疱疹	抗ウイルス剤の点滴、軟膏塗布など診断結果をもとに適宜必要な治療
蜂窩織炎	抗生剤の点滴、内服など診断結果をもとに適宜必要な治療
慢性心不全の憎悪	利尿剤等の点滴注射、内服、酸素投与など診断結果をもとに適宜必要な治療

診断名/年月		令和4年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数											1	
	日数											4	
尿路感染症	人数					1			1	1			
	日数					7			7	4			
带状疱疹	人数												
	日数												
蜂窩織炎	人数												
	日数												

診断名/年月		令和5年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数												
	日数												
尿路感染症	人数				1			2		1		1	2
	日数				7			13		7		7	14
带状疱疹	人数		1										
	日数		7										
蜂窩織炎	人数										1		
	日数										3		